

くすのき園 短期入所生活介護事業所・

介護予防短期入所生活介護事業所 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人 慈童会が開設するくすのき園短期入所生活介護事業所（以下、「事業者」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称及び所在地等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 くすのき園 短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 三重県鈴鹿市若松西六丁目28番18号

第2章 従業者の職種、員数および職務の内容

第4条 (従業者の職種・員数及び職務の内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等、関係諸機関との連絡調整を行う。
- 三 介護職員 30名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- 四 介護補助員 1名 以上
介護補助として、日常生活上の間接的介護・環境整備に従事する。
- 五 看護職員 5名 以上
利用者の保健衛生管理、診察の補助、看護業務に従事する。
- 六 機能訓練指導員 1名 以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 七 介護支援専門員 1名 以上
短期入所生活介護計画の作成等をする。
- 八 管理栄養士 1人名以上
食事の献立作成、給食業務全般の管理、入所者に対する栄養マネジメントの作成、栄養指導等を行う。
- 九 医師 1名 以上
利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- 十 事務員 2名 以上
庶務および会計事務に従事する。

第3章 利用定員と送迎

第5条 (利用者の定員)

利用できる定員は10人とする。

第6条 (通常を送迎実施区域)

通常を送迎の実施区域は、鈴鹿市内および四日市市楠町内とし、上記以外の地域は法定利用料以外に別途利用料を必要とする。

第4章 設備及び備品等

第7条 (設備・備品)

事業所には次のような設備・備品を備えている。

一 居室

利用者の居室には、ベッド・枕元灯・テレビ・収納庫・ナースコール等を備品として備えている。

二 静養室

利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態のときに使用できる静養室を介護・看護職員室に隣接して設けている。

三 食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・

箸や食器類などの備品類を備えている。

四 医務室

利用者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えている。

五 浴室

浴室には利用者が使用しやすいよう手摺やシャワーチェア、跨ぐ必要のない個別浴槽の他に、臥床式・座位式の特殊浴槽等を設けている。

六 洗面所及び便所

各階各所に洗面所や、ナースコールの付いた便所を設けている。

七 機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さをもつ機能訓練スペースを設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えている。

第5章 契約及び運営

第8条（内容及び手続きの説明並びに同意、及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。

第9条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認するものとする。

第6章 サービスの提供

第10条（短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、一定期間以上継続して利用することが予定される場合に、短期入所生活介護計画および介護予防短期入所介護計画（以下「介護計画」という）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護計画の原案を他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。

- 4 計画作成介護支援専門員は、介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得る。
- 5 計画作成介護支援専門員は、介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、介護計画の実施状況を把握するものとする。

第11条（サービスの取扱い方針）

事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援するものとする。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たっては、その介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮し、行うものとする。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者の生命若しくは身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。また、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第12条（短期入所生活介護の内容）

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、また清拭を行うものとする。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に交換するものとする。
- 4 事業者は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行うものとする。

第13条（食事の提供）

食事の提供は、栄養及び利用者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、利用者の自立支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう援助するものとする。

- 2 食事の時間は概ね次のとおりとする。また、あらかじめ連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間内での食事を変更することができるものとする。

朝食 7：30～8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00

第14条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

第15条（機能訓練）

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を行うことができる。

第16条（健康管理）

医師又は看護職員は、利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を取り、必要に応じてその記録を保存するものとする。

第17条（その他のサービスの提供）

事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努める。

第18条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービスにかかる費用の1割、2割または3割のいずれかと、送迎に要する費用、居住費、食費、及び日常生活に要する費用として、重要事項にて定める利用料の合計額とする。

- 2 利用者が、特例居宅介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、特例居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 3 利用料は暦月によって、利用料の合計額を毎月（翌月）に支払うものとする。
- 4 支払いは、通帳引き落としまたは現金のいずれかの方法によるものとし、その方法は利用開始時に事業者と利用者で決定するものとする。

第19条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができるものとする。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

第7章 留意事項

第20条（留意事項）

喫煙は、事業所の敷地内は禁煙とする。

- 2 飲酒は、原則として禁酒とするが、主治医・家族と相談した上で利用者の嗜好により配慮する。
- 3 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また事業所に協力するものとする。

第21条（禁止行為）

利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第8章 従業員のサービス規程と質の確保

第22条（従業員のサービス規程）

従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスに当たっては、協力して事業所の秩序を維持し常に以下の事項に留意する。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努める。

第23条（衛生管理）

従業員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

第24条（従業員の質の確保）

事業者は、従業員の資質向上のために、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保する。

第25条（個人情報の保護）

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者及びその家族の個人情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

第26条（緊急時の対応）

従業員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主

治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講ずる。

第27条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに鈴鹿亀山地区広域連合および利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事業者は、事故発生防止のための委員会を設置し、マニュアルに基づき、安全衛生の徹底を行うとともに、定期的に従業者に事故防止のための研修を行う。

第28条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 事業者は、消防法及び水防法令・土砂災害防止法令に基づき、非常災害その他緊急の事態に備えて、消防計画及び避難確保等に関する防災計画を作成し、従業者及び利用者に対し周知徹底を図るため、通報、消火及び避難訓練を原則として毎月実施し、そのうち年2回以上は避難訓練等を実施する。

第10章 その他

第29条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

第30条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従事者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けるものとする。

第31条（記録の整備）

事業者は、従業者・設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

第32条（苦情処理）

利用者又は家族は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合、速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無および改善の方法について、利用者又は

家族に報告するものとする。

- 2 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し第三者委員を選任する。
- 3 事業者は、サービスに関する苦情に対して、市町、鈴鹿亀山地区広域連合、サービス運営適正化委員会、三重県国民健康保険団体連合会からの質問・照会に応じて調査に協力するとともに、指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする。

第33条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておく。

第34条（身体拘束の禁止）

事業者及び従業者は、利用者の行動を制限するような身体拘束は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等できる限り詳細に説明し、十分な理解と同意を得るこの年、その記録を5年間保存するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第35条（虐待防止の推進）

事業者及び従業者は、利用者の人権擁護並びに虐待防止のため、次に掲げる措置を講ずる。

- 一 高齢者虐待防止の対策を検討する会議を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 高齢者虐待防止の指針を整備する。
 - 三 従業者に対して、人権擁護並びに虐待防止等の研修を定期的に行う。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

第36条（事業継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、従業者に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

第37条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第38条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

附則 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、平成16年7月1日から施行する。

この規定は、平成17年2月7日から施行する。

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行します。

この規程は、平成23年4月1日から施行します。

この規程は、平成27年4月1日から施行します。

この規程は、平成27年12月1日から施行します。

この規程は、平成28年 1月1日から施行します。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行します。